

福岡市共創による地域づくりアドバイザー派遣要綱

(目的)

第1条 この要綱は、「共創」による地域づくりに向けて、地域の活動について経験、技能、知識等を持ち、助言、指導ができる人材を町内会等に派遣する「福岡市共創による地域づくりアドバイザー派遣制度」に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 共創による地域づくりアドバイザー（以下「アドバイザー」という。） 第4条の規定による登録を受け、地域活動に係る経験、技能、知識等を活かしながら、町内会等に対して助言、指導を行う者をいう。
- (2) 町内会等 福岡市内の自治会、町内会、自治協議会（「自治協議会に関する要綱」第4条により登録された自治協議会をいう。）をいう。
- (3) 区 区地域支援課をいう。
- (4) 公民館 福岡市公民館条例第1条別表第1に定めるものをいう。

(利用要件)

第3条 この制度の利用対象は、町内会等に限るものとする。ただし、区及び公民館は、共創の取組みの創出に関し必要と認める場合は、第7条第1号②の分野に登録されたアドバイザーを利用することができる。

- 2 この制度は、「共創」による地域づくりのため、町内会等の円滑な運営や地域の課題解決に資する場合に利用することができる。
- 3 前2項の規定にかかわらず、町内会等は、営利を目的とした活動、政治的又は宗教的な活動のほか、この制度の目的に反する活動については、この制度を利用することができない。

(登録)

第4条 アドバイザーの登録は、市民局コミュニティ推進部コミュニティ推進課（以下「コミュニティ推進課」という。）が行うものとする。

- 2 本市各所属は、アドバイザーとして登録しようとする者について、アドバイザー登録推薦書（様式第1号）により、コミュニティ推進課に推薦することができることとする。
- 3 本条第1項による登録及び第2項による推薦を行う場合、アドバイザーとして登録又は推薦される者について、アドバイザー登録承諾書（個人登録にあつては、様式第2-1号、団体登録にあつては様式第2-2号）を提出するものとする。
- 4 コミュニティ推進課は、第1項の規定によりアドバイザーとして登録した者について、共創による地域づくりアドバイザー登録証（アドバイザーにあつては様式第3-1号、推薦した各所属にあつては様式第3-2号）を交付するものとする。

(登録期間)

第5条 アドバイザーの登録期間は、4月1日から翌年度の3月31日までの2年以内とする。ただし、再登録はさまたげない。

- 2 登録日が年度中途になる場合は、前項の規定にかかわらず、その翌年度の3月31日までを任期とする。

(名簿)

第6条 コミュニティ推進課は、登録したアドバイザーの氏名（団体にあつては、団体名）及び登録分野等を記載したアドバイザー名簿（様式4号）を作成し、管理する。

- 2 名簿は、区及びコミュニティ推進課に備え付ける。

(登録分野)

第7条 アドバイザーの登録分野は、次のとおりとする。

- (1) 地域のまちづくり全般に関すること
 - ① 地域のまちづくりやその計画策定など
 - ② 多様な主体との共創の取組み創出
- (2) 町内会等の組織の運営に関すること
 - ① 人材育成
 - ② 法務
 - ③ 会計処理
 - ④ 広報活動
 - ⑤ その他組織の運営に関すること
- (3) 地域の課題解決につながる町内会等の活動に関すること
 - ① 防犯・防災活動
 - ② 交通安全活動
 - ③ 保健・福祉活動
 - ④ 子どもの健全育成・非行防止のための活動
 - ⑤ 環境・リサイクル活動
 - ⑥ 男女共同参画の推進に関する活動
 - ⑦ 住民相互の交流につながる活動
 - ⑧ その他地域の課題解決につながる公益活動

(派遣)

第8条 アドバイザーの派遣を依頼する町内会等は、アドバイザー派遣申請書(様式第5号)により、区へ申請しなければならない。

- 2 区は、申請書の内容を確認するとともに、速やかにコミュニティ推進課へ申請書の写しを送付して、派遣の可否について確認するものとする。区は、派遣が可能であることを確認後、派遣を予定するアドバイザーと調整した上で、アドバイザー活動依頼書(様式6-1号)をアドバイザーへ送付するとともに、申請した町内会等へアドバイザー派遣承諾書(様式6-2号)を送付するものとする。
- 3 区及び公民館がアドバイザーの派遣を依頼する場合には、区は、派遣を予定するアドバイザーと調整した上で、アドバイザー活動依頼書(様式6-1号)をアドバイザーへ送付するものとする。

(活動報告)

第9条 アドバイザー及び町内会等は、活動終了後、速やかにアドバイザー活動報告書(アドバイザーにあっては様式第7-1号、町内会等にあっては様式第7-2号)を区へ提出しなければならない。

(報償費)

第10条 区は、アドバイザー及び町内会等からアドバイザー活動報告書が提出されたときは、内容を確認の上、アドバイザーの派遣に要した時間(事前打合せを含む)に応じて報償費を支払うものとする。ただし、事前打合わせに要した報償費は、1時間を上限とする。

また、交通費やアドバイザーが補助要員を同行させた場合の補助要員分の報償費等については支払わない。

- 2 前項の報償費は次のとおりとする。

(1) 個人登録

ア. 地域活動リーダー等	5,700円/時間
イ. 会社管理者、大学准教授等	13,200円/時間
ウ. 会社役員、大学教授等	15,400円/時間
エ. コンサルタント等	18,500円/時間

(2) 団体登録

ア. 地域を中心に活動する団体等	11,400円/時間
イ. 資格・指導技術等を有する団体等	26,400円/時間
ウ. 高度な資格・指導技術等を有し、相当の経験をもつ団体等	30,800円/時間

エ. 高度な資格・指導技術や豊富な経験等を有し、コンサルタント業務を行っている企業等

37,000円/時間

(登録の取り消し)

第 11 条 コミュニティ推進課は、アドバイザーが、アドバイザーとして活動している最中に、営利を目的とした活動、政治的又は宗教的な活動のほか、この制度の目的に反する活動を行ったと認められる場合は、アドバイザーの登録取り消しを行うことができる。

(委任)

第 12 条 この要綱に定めるもののほか、福岡市共創による地域づくりアドバイザー派遣制度に関して必要な項目は、市民局長が定める。

(施行期日)

附 則

この要綱は、平成 16 年 8 月 2 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 21 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 2 年 9 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。

アドバイザー登録推薦書

市民局コミュニティ推進課長 様

(所 属)

福岡市共創による地域づくりアドバイザー派遣要綱第4条に基づき、下記のとおり「共創による地域づくりアドバイザー」へ登録されますよう推薦いたします。

なお、登録の推薦にあたっては、候補者提出の「アドバイザー登録承諾書」を添付します。

記

1. 登録候補者名

2. 登録分野（○をつけている箇所が該当）

(1) 地域のまちづくり全般に関する事

- ① 地域のまちづくりやその計画策定など
- ② 多様な主体との共創の取組み創出

(2) 町内会等の組織の運営に関する事

- ① 人材育成
- ② 法務
- ③ 会計処理
- ④ 広報活動
- ⑤ その他組織の運営に関する事

(3) 地域の課題解決につながる町内会等の活動に関する事

- ① 防犯・防災活動
- ② 交通安全活動
- ③ 保健・福祉活動
- ④ 子どもの健全育成・非行防止のための活動
- ⑤ 環境・リサイクル活動
- ⑥ 男女共同参画の推進に関する活動
- ⑦ 住民相互の交流につながる活動
- ⑧ その他地域の課題解決につながる活動

3. 推薦理由

アドバイザー登録承諾書

（あて先）福岡市長

氏 名

福岡市共創による地域づくりアドバイザー派遣要綱第4条に基づき、下記のとおり「共創による地域づくりアドバイザー」として登録することを承諾します。

なお、登録の際には、下記の太線で囲んだ部分について「アドバイザー名簿」に掲載されることを承諾いたします。

ふりがな 氏 名			
生年月日	年 月 日生		
自 宅	現住所		
	電 話	F A X	
連 絡 先	名 称		
	住 所		
	電 話	F A X	
	E-mail		
登録分野 （要綱第7条 による） 該当する箇所に○をつけて ください。	(1) 地域のまちづくり全般に関すること ①地域のまちづくりやその計画策定 ②多様な主体との共創の取組み創出 (2) 町内会等の組織の運営に関すること ①人材育成 ②法務 ③会計処理 ④広報活動 ⑤その他（ ） (3) 地域の課題解決につながる町内会等の活動に関すること ①防犯・防災 ②交通安全 ③保健・福祉 ④子どもの健全育成・非行防止 ⑤環境・リサイクル活動 ⑥男女共同参画 ⑦住民相互の交流 ⑧その他（ ）		
プロフィール			
得意分野			

※注意事項

1. 政治的または宗教的な活動、営利目的の活動や「福岡市共創による地域づくりアドバイザー派遣要綱」の趣旨に添わない活動は行わないでください。
2. 個人のプライバシーに関わることなど、活動中に立場上知り得た情報は、他に漏らさないよう注意してください。

アドバイザー登録承諾書

(あて先) 福岡市長

氏 名

福岡市共創による地域づくりアドバイザー派遣要綱第4条に基づき、下記のとおり「共創による地域づくりアドバイザー」として登録することを承諾します。

なお、登録の際には、下記の太線で囲んだ部分について「アドバイザー名簿」に登載されることを承諾いたします。

ふりがな 団体名				
代 表 者	氏 名			
	住 所			
	生年月日	年	月	日生
団体員氏名				
連 絡 先	名 称			
	住 所			
	電 話	F A X		
	E-mail			
登録分野 (要綱第7条 による) 該当する箇所に○をつけて ください。	(1) 地域のまちづくり全般に関すること ①地域のまちづくりやその計画策定 ②多様な主体との共創の取組み創出 (2) 町内会等の組織の運営に関すること ①人材育成 ②法務 ③会計処理 ④広報活動 ⑤その他 () (3) 地域の課題解決につながる町内会等の活動に関すること ①防犯・防災 ②交通安全 ③保健・福祉 ④子どもの健全育成・非行防止 ⑤環境・リサイクル活動 ⑥男女共同参画 ⑦住民相互の交流 ⑧その他 ()			
プロフィール (団体)				
得意分野				

※注意事項

1. 政治的または宗教的な活動、営利目的の活動や「福岡市共創による地域づくりアドバイザー派遣要綱」の趣旨に添わない活動は行わないでください。
2. 個人のプライバシーに関わることなど、活動中に立場上知り得た情報は、他に漏らさないよう注意してください。

様

福岡市長
(市民局コミュニティ推進課)

共創による地域づくりアドバイザー登録証

あなたは、「福岡市共創による地域づくりアドバイザー派遣要綱」に基づく「共創による地域づくりアドバイザー」として登録されましたので、本登録証を発行します。

なお、活動にあたっては、福岡市共創による地域づくりアドバイザー派遣要綱に沿って、地域活動の活性化につながるよう努めてください。

記

1. 登録番号 番

2. 登録者(団体)名

3. 登録分野(○をつけている箇所が該当)
 - (1) 地域のまちづくり全般に関すること
 - ① 地域のまちづくりやその計画策定など
 - ② 多様な主体との共創の取組み創出

 - (2) 町内会等の組織の運営に関すること
 - ① 人材育成
 - ② 法務
 - ③ 会計処理
 - ④ 広報活動
 - ⑤ その他組織の運営に関すること

 - (3) 地域の課題解決につながる町内会等の活動に関すること
 - ① 防犯・防災活動
 - ② 交通安全活動
 - ③ 保健・福祉活動
 - ④ 子どもの健全育成・非行防止のための活動
 - ⑤ 環境・リサイクル活動
 - ⑥ 男女共同参画の推進に関する活動
 - ⑦ 住民相互の交流につながる活動
 - ⑧ その他地域の課題解決につながる活動

4. 登録期間 年 月 日から 年 月 日まで

5. 報償単価 1時間につき 円

様

市民局コミュニティ推進課長

共創による地域づくりアドバイザー登録証の発行について

先に推薦がありました標記のことについては、「福岡市共創による地域づくりアドバイザー一派遣要綱」に基づく「共創による地域づくりアドバイザー」として登録されましたので、お知らせします。

なお、参考に本登録者の「共創による地域づくりアドバイザー登録証」の写しを添付いたします。

記

1. 登録番号 番
2. 登録者（団体）名
3. 登録分野（○をつけている箇所が該当）
 - (1) 地域のまちづくり全般に関すること
 - ① 地域のまちづくりやその計画策定など
 - ② 多様な主体との共創の取組み創出
 - (2) 町内会等の組織の運営に関すること
 - ① 人材育成
 - ② 法務
 - ③ 会計処理
 - ④ 広報活動
 - ⑤ その他組織の運営に関すること
 - (3) 地域の課題解決につながる町内会等の活動に関すること
 - ① 防犯・防災活動
 - ② 交通安全活動
 - ③ 保健・福祉活動
 - ④ 子どもの健全育成・非行防止のための活動
 - ⑤ 環境・リサイクル活動
 - ⑥ 男女共同参画の推進に関する活動
 - ⑦ 住民相互の交流につながる活動
 - ⑧ その他地域の課題解決につながる活動
4. 登録期間 年 月 日から 年 月 日まで
5. 報償単価 1時間につき 円

共創による地域づくりアドバイザー名簿

(年 月 日現在)

NO.	氏名(団体名)	登録分野	得意分野	推薦所属	登録期間
1					
2					
3					
4					
5					
6					
7					
8					
9					
10					
11					
12					
13					
14					
15					

※登録分野 (1)地域のまちづくり全般に関する事 ①地域のまちづくりやその計画策定など ②多様な主体との共創の取組み創出
 (2)町内会等の組織運営に関する事 ①人材育成 ②法務 ③会計処理 ④広報活動 ⑤その他組織の運営に関する事
 (3)地域の課題解決につながる町内会等の活動に関する事 ①防犯・防災活動 ②交通安全活動 ③保健・福祉活動
 ④子どもの健全育成・非行防止のための活動 ⑤環境・リサイクル活動 ⑥男女共同参画の推進に関する活動
 ⑦住民相互の交流につながる活動 ⑧その他地域の課題解決につながる活動

アドバイザー派遣申請書

(あて先) 福岡市長

(申請者)
 団体名
 住 所
 代表者名

下記のとおり、共創による地域づくりアドバイザーの派遣を申請します。
 なお、活動の実施に当たっては、「福岡市共創による地域づくりアドバイザー派遣要綱」に沿って行います。

派遣を希望するアドバイザー一名				
依頼内容	登録分野			
	希望日時	年 月 日 () : ~ :		
	派遣場所	名 称		
		住 所		
具体的な内容				
連絡先	氏 名			
	住 所	〒 -		
	電 話		F A X	
		E-mail		
派遣予定のアドバイザー一名				
派遣日時	年 月 日 () : ~ :			
派遣場所	名 称			
備 考				

※太枠の部分のみ記入してください。

様

福岡市長
(区総務部地域支援課)

アドバイザー活動依頼書

標記のことについて、下記のとおり派遣の依頼がありましたので、ご対応いただきますようお願いいたします。

申込団体名					
担当者		氏名			
		TEL		FAX	
		E-mail			
依頼内容		登録番号			
		具体的な内容			
派遣希望	日時	年 月 日 () : ~ :			
	場所	区	TEL	FAX	
特記事項					

※注意事項

1. 必ず事前に担当者と連絡を取り、内容の確認等を行ってください。
2. 政治的または宗教的な活動、営利目的の活動や「福岡市共創による地域づくりアドバイザー派遣要綱」の趣旨に沿わない活動は行わないでください。
3. 個人のプライバシーに関わることなど、活動中に立场上知り得た情報は、他に漏らさないよう注意してください。
4. 派遣が終了して1週間以内に 区地域支援課に別添の「アドバイザー活動報告書」を提出してください。

様

福岡市長
(区総務部地域支援課)

アドバイザー派遣承諾書

先に申請のありました件について、下記のとおり派遣を行います。
 なお、活動の実施に当たっては、「福岡市共創による地域づくりアドバイザー派遣要綱」に沿って行ってください。

アドバイザー名						
連絡先		TEL			FAX	
		E-mail				
派遣内容	登録番号					
	日時	年 月 日 () : ~ :				
	場所	区 TEL FAX				
特記事項						

※注意事項

1. 必ず事前にアドバイザーと連絡を取り、内容の確認等を行ってください。
2. 政治的または宗教的な活動、営利目的の活動や「福岡市共創による地域づくりアドバイザー派遣要綱」の趣旨に沿わない活動は行わないでください。
3. 派遣が終了して1週間以内に 区地域支援課に別添の「アドバイザー活動報告書」を提出してください。

(あて先) 福岡市長

アドバイザー
住 所

氏 名
(団体名)

アドバイザー活動報告書

共創による地域づくりアドバイザーとして、下記のとおり活動しましたので、報告します。

団 体 名				
活 動 状 況	日 時	年 月 日 () : ~ :	派遣 時間数	時間
	(打合せ日時)	年 月 日 () : ~ :		
	場 所	区 TEL FAX		
	参 加 者 数	人 (アドバイザーを除く)		
	具 体 的 な 内 容			
感 想 意 見 等				

※派遣時間数に1時間未満の端数時間がある場合は繰り上げで算定する。

(あて先) 福岡市長

団体名
住 所
代表者名

アドバイザー活動報告書

下記のとおり、共創による地域づくりアドバイザーによる活動が終了しましたので、報告します。

派遣された アドバイザー名					
活 動 報 告	日 時	年 月 日 ()	: ~ :	派遣 時間数	
	(打合せ日時)	年 月 日 ()	: ~ :		時間
	場 所	区	TEL	FAX	
	参加者数	人 (アドバイザーを除く)			
	具体的な 内 容				
感 想 意 見 等					

※派遣時間数に1時間未満の端数時間がある場合は繰り上げで算定する。